

だましのプロは
もう、
僕じゃない。

特集

詐欺にだまされない



昔ばなしと今の話

「むかしむかし、ある山に、化けることに関しては天下一品の悪賢いタヌキが住んでいました。このタヌキは、さまざまな人間に化けては、何度も付近の村人をだまして悔しがらせていました。」

化けて人間をだましたり、イタズラしたりする化けタヌキの話は、日本各地に、さまざまな昔ばなしや童話として伝わっています。

そしてこれは今のお話。

「俺だよ、オレオレ」などと言葉巧みに息子に成り済ます、だましのプロ。電話をかけた「交通事故を起こして示談金が必要になった」などとウソの急用を訴え、現金を預金口座に振り込ませるといった、悪知恵が働く人間の、振り込め詐欺が後を絶ちません。

昔ばなしでは悪者のイメー

ジが強いタヌキですが、助けてくれた人間に恩返しをするといった話も少なからずあるようです。しかし、人間の「振り込め詐欺」は、決して恩返しすることはありません。

あなたを狙う

だましのプロ

葉っぱを一枚、頭の上に載せて、くると宙返り。人間に化けて、ちゃっかりご馳走をいただく化けタヌキ。しかし、今ではそんなご馳走だけの被害では済みません。

悪質業者は、だましのプロ。さまざまな方法で私たちの油断を誘います。健康の不安や家族の問題といった、人の心の弱みに付け込んだり、公共機関の職員を演じたり……。たった電話一本で、あなたの大切な財産を全て奪われかねないのです。

file 01

無くならない被害

悪質業者の前では誰もが被害者予備軍
被害に遭わないために、被害の状況を知っておきましょう

だまされなさいで！
悪質商法・詐欺

悪質商法や詐欺の手口は、日々巧妙化しています。最新の手口を知り、いざというときに「おかしいぞ！」と疑い気づけるようにしておくことも、被害に遭わないための一つの方法です。

その1 買え買え詐欺

A社からもうけ話のパンフレットが届き、後日B社から電話で「届いた人しか買えない。後で高値で買い取る」と購入を勧められ購入すると、B社には買い取ってもらえず、しばらくするとA社・B社とも連絡が取れない状況に。



その3 押し買い(悪質な訪問販売)

「鑑定は無料です」などと、言葉巧みに買い取り業者が家を訪ね、高価な貴金属や着物などを不当な安い値段で買い取る。一度渡った品は簡単には取り返せないため、注意が必要。



その2 送りつけ商法



「以前申し込みいただいた商品をお送りします」との電話。「申し込んだ覚えがない」と断っても一方的に商品と請求書などを送りつけてきて、脅迫めいた口調で支払いを迫る。

その4 振り込め詐欺

① いわゆるオレオレ詐欺

「警察ですが、あなたの銀行口座が犯罪に使用されている」などと電話をかけてきて、銀行員を装った犯人がキャッシュカードや通帳を自宅に取りに来る。

② 還付金詐欺

市役所の職員を装い「お金が戻る」と電話がかかってくる。「今日中に手続きしないとお金が受け取れない」と急がせて、銀行やコンビニの現金自動預け払い機に誘導し、お金を振り込ませる。



昨年福島県内で3億831万円の被害

二本松署管内では架空請求詐欺にご注意を

二本松警察署管内では、1月から9月までに1件の振り込め詐欺が発生しました。被害は300万円。警察官を装った詐欺です。

この他にも、被害相談を複数件受けていますが、警察署に届け出ていない潜在的な被害はもっとあると思います。特に今年は架空請求詐欺の相談が増えています。架空請求詐欺の手口も巧妙化し、口座に振り込ませるのではなく、コンビニエンスストアで電子ギフト券を購入させるといった方法に変わっています。

被害に遭わないためにはまず、どんな詐欺があるかを知ること、そして、もし自分だったらどうするか、普段から家族や近所の方と話し想定しておくことが大事です。とっさに冷静な対応は難しいですからね。警察官一人一人が詐欺防止の広報マンとして注意喚起を行っていますが、被害を未然に防ぐためにも、市民の皆さんと一緒に被害防止の輪を広げていければと考えています。



警察署も身近な相談窓口として活用を

二本松警察署生活安全課
紺野 久美子 氏

interview

誰かがあなたを狙ってる

「被害に遭うのは、社会経験の少ない若者や高齢者でしょ」なんて思っていないませんか？
30歳代や40歳代からの相談も多く寄せられ、全ての年代に被害は広がっています

二本松市で実際にあった事例から学ぶ

どんな手口で私たちに悪質商法は迫ってくるのでしょうか？二本松市消費生活センター窓口実際に多く寄せられた相談事例を一部参考にしながら、消費生活相談員の解説と合わせてご紹介します。

ケース 3

Cさん(40代男性)

光回線サービス乗り換え

大手電話会社を名乗り「新しいサービスです」と電話がかかってきた。長年契約している会社だと思って話を聞いてみると、光回線サービスの利用料が安くなると思い、担当者に言われるまま転用承諾番号をインターネットで取得し、伝えた。しかし、届いた登録完了通知を見たら、大手電話会社とは別会社との契約になっていた。料金もさほど安くなっていないため、解約をしたい。

こんな時アドバイス

子育て世代で、少しでも節約しようと考えたのに、安くなるどころか、かえって高額になってしまうケースがあります。乗り換えは慎重に。契約書面は原則紙媒体での交付となりますが、消費者が承諾すれば電子メールやウェブページ上での掲載などで交付が可能です。契約書面には、契約から一定期間内に利用できる初期契約解除制度などの利用方法が記載されていますので、書面の内容には必ず目を通しましょう。サービスの契約に疑問や気になる点、問題があった場合は、早めに契約先の事業者へ申し出ましょう。

ケース 2

Bさん(20代女性)

無料お試しが定期購入に

「ダイエット効果や美容効果がある」「初回お試し無料」と定価3,500円の健康食品の広告を見た。無料ならと思い、申込書を送った。1回限りの購入と思っていたら、翌月も翌々月も送られてきて代金を請求された。苦情を言うと、1年間の定期購入の申し込みをしたことになっていた。

こんな時アドバイス

お試し価格など格安を強調する広告には、初回だけ格安で2回目から定価、数カ月以上の定期購入などの条件が設けられている場合があります。小さな字で記載されていることも少なくありません。広告は隅々まで確認をした上で、申し込む必要があります。今回のような、消費者が自ら申し込みをする場合には、クーリング・オフ制度はありません。本当に必要なものなのか、十分に検討してから申し込みましょう。

クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘で思わず契約してしまった場合、消費者が契約を一方的に取り消すことができる制度。利用する際は、適用対象ごとに期間が定められているので早めに通知しましょう。

ケース 1

Aさん(70代女性)

押し買い(悪質な訪問購入)

ある日、「不要な着物があれば査定します。売ってください」と女性から電話。ちょうど終活を考えていたこともあり、査定を受けることにした。自宅に来たのは若い男性で、着物をざっと見た後、帯留めやアクセサリーはないかと、しつこく聞いてきた。何度もしつこく言うので、アクセサリーは売るつもりはなかったが見せると、全部で1万円で購入するといわれ、お金を出してきた。あまりの安さに売るつもりはなかったものの、このまま居座られても怖いと感じて応じてしまった。

こんな時アドバイス

一度業者を自宅に入れてしまうと、帰らない強引な業者もいます。査定をお願いするときは、一人で対応せず、家族や近所の人に同席してもらいましょう。そのつもりがないなら、きっぱり断ること、知らない人を自宅に入れないことが大切です。事例は着物でしたが、たんす、靴、布団などの商品になることもあります。契約書面受領日より8日間の間であれば、商品の引き渡しを拒否できるクーリング・オフ制度の適用もあります。

file 03

被害から自分や家族を守る

今年7月に市役所1階に開所した「二本松市消費生活センター」
まず相談することが、被害を防ぐ最大のポイントです

「私は大丈夫」と

思っていますか？

「なんでだまされるんだろ
う?」、「私は大丈夫」…そんな
思い込みが、最も大きな落
とし穴。振り込め詐欺の被害
にあったほとんどの人は、詐
欺のを知っていたであろうで
す。だからこそ、突然の電話
や訪問による加入などには、
疑いの目を持つこと、そして
一度冷静になる時間をつくる
ことが大切です。

はい、

消費生活センターです

今年7月に、市役所1階に
「二本松市消費生活センター」
が開設されてから、相談件数

は昨年と同じ時期と比べると、
21件増えています。氷山の
一角だと相談員は話します。

二本松市消費生活センター
の相談員は、消費生活アドバ
イザーや消費生活専門相談員
の資格を持つ、経験豊富な専
門家が対応しています。セン
ターでは、振り込め詐欺や悪
質商法のほか、製品事故、食
品偽装、多重債務の相談など、
市民の方の消費生活に関わる
相談に応じています。相談内
容に応じて問題解決のための
助言や情報提供、あつせんな
ども行います。

困ったことや、大変だと
思ったら、まず、消費生活セ
ンターに相談してみましよう。



二本松市消費生活センター
☎(24)7200(直通)

相談日：月～金曜日(祝日を除く)
相談時間：午前9時～午後3時
(正午～午後1時は除く)
場所：市役所1階

1人で悩まないで 相談することが解決の近道

失敗は誰にでもあります。被害に遭ってしまったら、1人で悩まず、一歩勇気を出してご相談ください。「ちょっとおかしいな」とか「こんなこと相談してもいいのかな」ということでも、遠慮しないで相談してほしいと思います。そして、家族やご近所などの周囲の方も、無関心にならないでほしいのです。家の中に、段ボールがたくさん積まれていたり、見知らぬ業者が頻繁に出入りしているなど、気付いてあげることが大切です。そうしたつながり、連携の輪が生まれることで、被害を最小限に食い止めることができます。

安全な消費生活のために

被害者の中には、「だまされた私が悪い」と自分を責めたり、だまされたことを恥ずかしく感じて、家族はもちろ
ん、誰にも相談できずにいる
方も多いようです。

取材中、相談員が共通して
話していたことは、「まず誰
かに相談してほしい」という
こと。消費生活センターは、
問題解決のための手助けとな
る機関ですが、本人が動かな
ければ、悩みから抜け出すこ
とはできません。また、受け
た相談事例が、新たな被害を
食い止めることにもつながり
ます。時間が過ぎると、解決
する時間もかかる、つまり、
相談が早ければ、解決への道
も近くなります。

悪いのは、だまされる人で
はなく、だます人です。油断
が後悔に変わる前に、家族や
地域で意識を高めておくこと
が必要です。